

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は非常に不足しており、年々職員の負担感が増大している。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた財源の確保がなされるよう、次の項目の実現を要望する。

### 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を含めて、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに適切に対応するため、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかるための財政措置を講じること。
- 3 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 4 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、自治体の独自施策を維持拡充できるようにするとともに、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。
- 5 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、地域間の財源偏在性の是正にむけた対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方自治体の財政需要に応じて、地方交付税の法定率を引き上げることにより確保すべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

## 参議院議員選挙における合区の

### 公職選挙法改正による解消を求める意見書

日本国憲法が公布されて以来 70 数年、二院制を採るわが国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の第 24 回参議院議員通常選挙以降、鳥取・島根、徳島・高知は合区による選挙制度となり、これら 4 県が、それぞれの意見を国政に届けられなくなる現実に直面したことは、都道府県の間にもたらし、民主主義国家としてのあり方が問われる憂慮すべき事態である。

平成 27 年改正公職選挙法の附則第 7 条では「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」とし、合区の導入による選挙はあくまで緊急避難措置であったはずのものである。

しかしながら、これまで 3 度の参議院議員通常選挙を経た現在にあっても、抜本的な見直しは遅々として進んでおらず、都道府県間の不平等は放置されたままである。

については、憲法の改正に頼るのではなく、憲法の規定に抵触するおそれのない参議院議員選挙における選挙区選挙の定数増の措置等による格差是正を含め、公職選挙法の改正による合区解消を早急に図るよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

島根県議会

## 学校給食費無償化のための恒久的な財源措置を求める意見書

学校給食法は、第1条において学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、子どもたちの健やかな成長になくてはならないものであるとしている。

政府は、令和5年6月の「子ども未来戦略方針」において、学校給食費無償化の実現に向け、各自治体における取組の実態や成果・課題の調査を行い、具体的方針を検討するとし、その調査の結果が本年6月12日に公表された。

調査結果が示すように、現在、全国の多くの自治体において子育て支援策などの一環として給食費の無償化や一部補助が実施されているところである。しかし、その多くは財源の確保に苦慮しているところであり、加えて無償化または一部負担すら実施が困難な自治体も多数あることを踏まえると、このままでは学校給食費無償化の取組が自治体の財政事情により差が生じたり、取組の継続性が担保されず、学校給食制度本来の理念・目的から遠ざかることになりかねないと危惧されるところである。

よって、国においては、教育の根幹に関わる給食制度が自治体間で格差を生じることのないよう、その責任において、学校給食費の全国一律無償化を実現するため、地方交付税措置ではなく、交付金等による別枠予算を確保するなど、迅速かつ恒久的な財源措置を講じるよう要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年7月3日

島根県議会

## 半島振興法の延長及び充実に関する意見書

半島地域は、三方を海に囲まれ、その地理的制約により産業基盤や生活環境等が他地域に比べ低位にあり、人口の減少や高齢化の進行など多くの課題を抱えている。

このような半島地域の総合的な振興を図るため、昭和60年に半島振興法が制定され、3度の延長と改正を経て今日に至っている。しかしながら、これら地域は、漁業等の衰退をはじめとした雇用機会の減少などにより、今、加速度的な人口の流出が続いている。

そのような中、令和6年1月に発生した能登半島地震は、震災の甚大さに加え固有の地理的条件の制約から災害支援の遅れが多発し、改めて半島地域のおかれた厳しい現実を強く認識する契機となった。

この地域においては、今、住民が住み続け、その生命の安全と安定した暮らしを送ることができる環境の整備が何よりも求められており、そのため、地理的不利性を克服する社会基盤の整備や自立した地域づくりの取組を支援する立法措置の充実が不可欠である。

よって、国におかれては、令和7年3月末に期限を迎える半島振興法を延長するとともに、半島地域が自立的に発展できるよう、下記事項について特段の配慮をされるよう、併せて求めるものである。

### 記

- 1 半島地域の高規格幹線道路や地域高規格道路などについて、優先的な事業着手、候補路線から計画路線への格上げ指定を行うなど、社会基盤の整備に特段の配慮を行うこと。  
そのための国庫補助率嵩上げ及び国費の重点配分など支援制度の拡充を図ること。
- 2 半島地域の自立した地域づくりの取組が円滑に推進できるよう、地域の資源を活かした雇用の創出につながる基盤の整備や教育・医療・福祉・子育て支援の充実など、まちづくり・人づくりなどに柔軟に対応できる半島地域に特化した新たな財政支援措置を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年7月3日

島根県議会

## 訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっている。

身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。

中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態である。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。また、訪問介護は特に人手不足が深刻である。令和6年度の改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を大きく下回る状況であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と異常な高水準となっている。

今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしているが、ベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準である。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきである。

よって政府においては、訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げで財源を確保し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体を引き上げる再改定を早期に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年7月3日

島根県議会

## 全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

出生数の減少が加速し、少子化が深刻となる中、国は児童手当の拡充や幼児教育・保育の無償化など子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる施策の充実を図っている。しかしながら、子どもの医療費助成に関しては、国による一律の制度は設けられておらず、全ての都道府県と市区町村が独自に実施しているところである。

子育ての大きな不安の一つに子育てにかかる経済的負担の問題があるが、子どもの医療費助成制度は当該負担の軽減に資するとともに、各家庭が経済状況に影響されず医療機関への受診機会を確保できることから、子どもたちの疾病等の早期発見・早期治療につながり、健全な育成にも大きく寄与している。

しかしながら、現行の子どもの医療費助成は、地方自治体が独自に実施している制度であることから、対象年齢要件のほか、所得制限や一部負担金の有無など自治体の財政状況等に応じて助成内容に大きな格差が生じているところである。もとより、子どもたちの生活と健康は等しく守られるべきである。

国においては、昨年4月に子ども政策の司令塔としてこども家庭庁が発足したところであるが、我が国の喫緊の課題である人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、公的医療保険制度を補完する子ども医療費助成制度をはじめとする子育て支援に対して、国としてより一層優先的に取り組むべきである。

よって、国におかれては、真に医療を必要とする子どもたちに等しく適切な医療が提供されるよう、国の責務として、全国一律の子ども医療費助成制度を早期に創設するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年7月3日

島根県議会